

## 不動産を法定相続分のおりに相続した場合の申請書の書式

土地又は建物の登記名義人（所有者）が死亡し、相続人らが全員でこれらの不動産を相続することとなった場合の所有権移転登記の申請書の書式は、別紙 1 のとおりです。ご不明の点等がありましたら、最寄りの法務局又は地方法務局にご相談ください。

### 登記所からのお願い

申請書は、A 4 の用紙を使用し、他の添付書類とともに左綴じにして提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。

文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は、使用できません。

郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。

書式の解説（この書式例は、夫が死亡し、妻と子 2 人が相続した場合です。）

- （注 1） 被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- （注 2） 被相続人（死亡した方）の氏名は、登記簿の記載と一致している必要があります。
- （注 3） 相続人の住所、氏名は、住民票の写しの記載と一致している必要があります。持分の記載方法については、別紙 1 を参照ください。印は、認印で結構です。
- （注 4） 住民票コード（住民基本台帳法第 7 条第 1 3 号）を記載した場合は、添付書面として住所証明書（住民票の写し）の提出を省略することができます。
- （注 5） 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、登記所の担当者から

連絡するための連絡先の電話番号を記載します。

- (注6) 登記原因証明情報として、被相続人(死亡した方)の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本等を添付します。また、相続人となる方々の現在の戸籍謄本も添付してください。被相続人の戸籍謄本、除籍謄本等と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。

戸籍謄本、除籍謄本などの集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

なお、「相続関係説明図」(別紙2)を戸籍謄本、除籍謄本等とともに提出した場合には、登記調査終了後に希望があれば戸籍謄本等をお返しします。

- (注7) 相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合(注4)は、何も記載する必要がありません。

- (注8) 登記識別情報の通知を希望しない場合には、 にチェックをします。

- (注9) 課税価格、登録免許税の計算方法は、

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/Taro12-1312.pdf>

を参照してください。

なお、登録免許税を免除されている場合には、免除の根拠となる法令の条項を、登録免許税が軽減されている場合には、登録免許税のほか、軽減の根拠となる法令の条項を記載します。

各不動産の課税価格を末尾に記載します。

- (注10) 登録免許税を現金納付する場合はその領収書をはり付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙をはり付けた用紙を、申請書と一括してつづり、つづり目に契印を必ずしてください(契印は、1人がすれば足りません。)

- (注11) 登記の申請をする不動産を、登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。

- (注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

- (注13) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代表者若しくは代理人

は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（契印は、1人がすれば  
足ります。）。

\* 法定相続持分の例（配偶者以外の相続分は平等です。）

昭和56年1月1日以降に被相続人が死亡した場合

相続人が配偶者と子2人      配偶者 1/2，子 1/4，子 1/4

” 配偶者と父母      配偶者 2/3，父 1/6，母 1/6

” 配偶者と兄妹      配偶者 3/4，兄 1/8，妹 1/8

昭和22年5月3日から昭和55年12月31日までに被相続人が死亡した場合

相続人が配偶者と子2人      配偶者 1/3，子 1/3，子 1/3

” 配偶者と父母      配偶者 1/2，父 1/4，母 1/4

” 配偶者と兄妹      配偶者 2/3，兄 1/6，妹 1/6

昭和22年5月3日より前に被相続人が死亡した場合

原則として、法定家督相続人のみが相続人となります。

法定家督相続人になるのは、被相続人が死亡した時に、被相続人の戸籍に同籍し  
ていた子の年長者ですから、長男が家督相続人になるのが普通です。

男女の間では、男が優先します。

\* お知らせ

相続登記をしないまま放置すると、相続人に相続が発生するなどして、登記手  
続をするのに必要な関係者が増え、手続きが複雑になるおそれがあります。

相続登記は、できる限り早くすませることをお奨めします。

(別紙1)



## 登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成16年9月6日相続(注1)

相続人 (被相続人 法務太郎)(注2)

市 町二丁目12番地

持分2分の1 法務花子印(注3)

郡 町 34番地(住民票コード12345678901)(注4)

4分の1 法務一郎印

市 町三丁目45番6号

4分の1 法務貴子印

連絡先の電話番号 00-0000-0000(注5)

添付書類

登記原因証明情報(注6) 住所証明書(注7)

登記識別情報の通知を希望しません。(注8)

平成17年3月10日申請 法務局 支局(出張所)

課税価格 金何円(注9)

登録免許税 金何円(注10)

不動産の表示(注11)

不動産番号 1234567890123(注12)

所在地 市 町一丁目

地番 23番

地目 宅地

地積 123.45平方メートル

価格 金何円

不動産番号 0987654321012

所在地 市 町一丁目23番地

家屋番号 23番

種類 居宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43.00平方メートル

2階 21.34平方メートル

価格 金何円

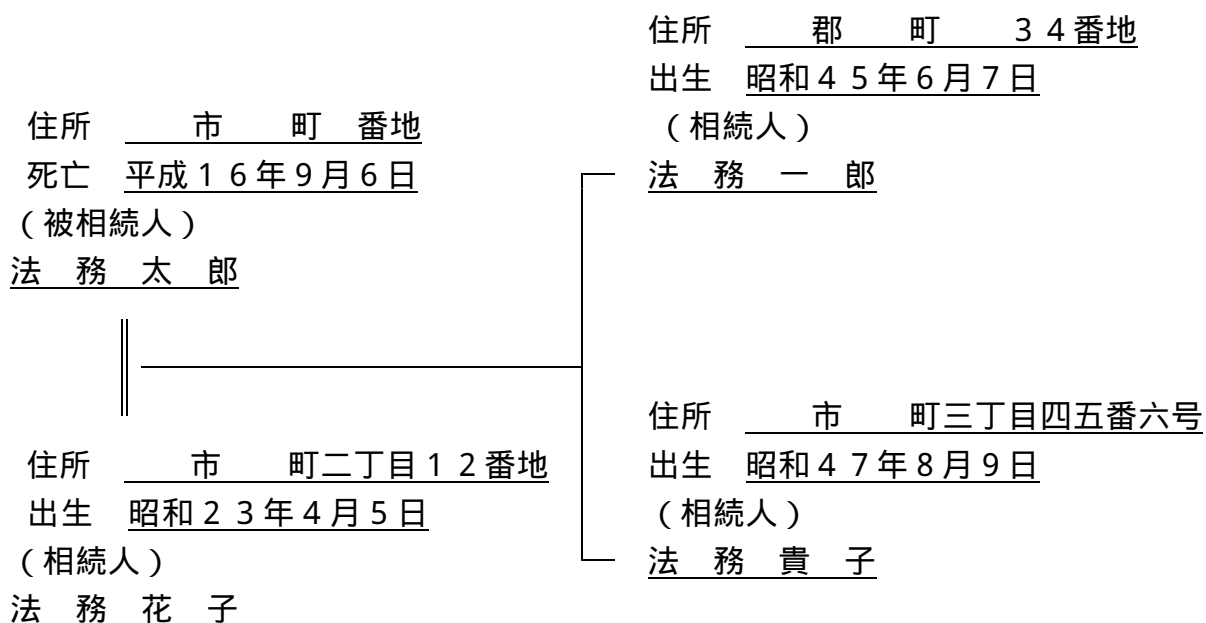
契印(注13)

\* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。(別紙)や(注)は、記載しないでください。

(別紙2)

## 相続関係説明図例

### 被相続人 法務太郎 相続関係説明図



\* この「相続関係説明図」が提出された場合には、申請書に添付した登記原因証明情報(戸籍謄本,除籍謄本)を登記調査終了後に希望があればお返しします(これを原本還付の手続といいます。)

被相続人(死亡した方)の登記簿上の住所が、この「相続関係説明図」に記載した最後の住所と一致しない場合には、戸籍の<sup>ふひょう</sup>附票など住所の移転の経緯が分かる書面を添付してください。ただし、本籍地と一致する場合は、不要です。

\* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。